2026年9月

お客様各位

サービス冊子『令和８年度税制改正の解説』内容誤りのお詫びと訂正

弊社加除式書籍をご購読いただいているお客様へお届けしている標記冊子において、内容の一部に誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

該当箇所	誤	正
238 頁 ⑶②の 本文 7行目	……（税額控除額の上限の特例の適用により最大で45％）	……（税額控除額の上限の特例の適用により最大で35％）

第一法規株式会社
〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17
TEL：0120-203-694／FAX：0120-302-640